

# 平成30年度 保健事業のご案内

～主な項目をお知らせします～

## 保健指導宣伝

- **ホームページの拡充**  
ホームページの利便性を最大限に活用し、事業主・加入者へ健康情報や健康情報をより迅速に提供する。
- **機関誌(けんぽだより)の発行**  
年4回発行し、予算・決算、医療費削減の取り組み、健診のご案内、健康情報等をお知らせする。
- **訪問健康相談**  
55歳以上を対象に、保健師等がご家庭に訪問し、健康や生活習慣に対するサポートを行う。
- **メタボリック予備群等への支援**  
健康診断の結果により抽出したメタボリック予備群や非メタボリックだが健診結果数値の悪い方を対象に、健診結果とそれに対する保健師等のアドバイスを送ることで健康に対する気づきを促し、生活習慣を見直す支援を行う。
- **介護・健康教室の開催(全国約50開催)**  
介護準備教室、女性セミナー、メタボリックセミナー、メンタルセミナー等に加え、新たに認知症対応セミナーを全国約50会場で開催する。
- **育児情報誌の配布**  
希望する第一子出産の母親へ育児情報や健康情報を提供する。
- **家庭用常備薬の補助斡旋**  
自分自身による軽度な疾病への予防対応として「けんぽだより」春号・秋号で実施する。
- **データヘルス計画**  
第2期の6年間はスタートする。事業主と一体となり、データ分析に基づいた保健事業を実施することにより疾病予防・医療費の削減に取り組む。

## 体育奨励

- **生活習慣病の予防及び改善、健康の維持・増進のために、「健康日本21」の考えに基づき、「歩け歩け運動」を推進**  
ウォーキングイベント、チャレンジウォーキング等を実施する。
- **スポーツクラブ利用補助**  
コナミスポーツ、セントラルスポーツ、ルネサンススポーツと契約し、1回利用につき1,000円を上限として補助を行う。

## 体育館の有効利用

### 疾病予防

- **特定健診・特定保健指導**  
第3期の6年間はスタートする。40歳～74歳を対象に事業主健診、けんぽ共同健診、人間ドックにより実施し、その結果により特定保健指導を行う。
- **人間ドック**  
35歳以上を対象に日本健康文化振興会に委託して実施する。(自己負担額10,000円)
- **生活習慣病健診**  
定期健診実施時に胃がん、大腸がん、尿酸値検査の補助を行う。
- **婦人科健診**  
全女性被保険者を対象に子宮がん、乳がん検査を実施する。
- **主婦健診**  
39歳以下の主婦を対象にけんぽ共同健診により実施する。
- **歯科健診**  
個人申し込みの無料歯科健診として実施する。
- **電話健康相談**  
健康に関するあらゆる相談の他、医療機関、専門医のご案内サービスも行う。

### 保養所

- **JTB全国契約施設、JTB取扱いパッケージツアー利用時に年2泊まで1回3,000円の補助を行う。**
- **ラフォーレ倶楽部、リフレッツ倶楽部と契約し、安価な施設を提供する。(補助なし)**

### 健康推進委員会

- **健康の維持・増進、生活習慣病予防のために、特に疾病予防事業について専門職(保健師、看護師等)と共に検討を行う場として開催する。**

### 高額療養費貸付・出産費貸付事業

### 事業主支援

- **事業主が開催する健康セミナーの費用補助等、健康管理推進活動の支援を行う。**

# 平成30年度 日帰り人間ドックの利用について

皆様の健康支援の一環として、受診時点で満35歳以上の被保険者および被扶養者の方に、年度に1回の受診に限り、日帰り人間ドックの費用補助をしております。

ご希望の方は、下記期間内に個人負担金の振込(利用申込)及び受診をしてください。

詳しくは健保ホームページ(<http://www.yokogawakenpo.or.jp>)「平成30年度日帰り人間ドック」をご覧ください。

## 平成30年度 振込(利用申込)期間および受診期間

振込(利用申込)期間	平成30年4月2日(月)～平成31年1月7日(月)
受診期間	平成30年5月1日(火)～平成31年2月28日(木)

- ⚠ **健診機関へ直接予約された方の日本健康文化振興会への振込(利用申込)忘れが見受けられます。振込(利用申込)手続きなく受診された場合は、費用補助が出来ません。**
- ⚠ **被扶養者と任意継続被保険者の方は、けんぽ共同健診(特定健診・主婦健診)との重複受診は出来ません。**
- ⚠ **申し込み時に資格を有する方であっても、受診時に資格を喪失している場合は受診出来ません。もし資格喪失日以後(遡り喪失の場合を含む)に受診された場合や、けんぽ共同健診(特定健診・主婦健診)との重複受診の場合は、後日当健保組合補助金額の返還請求をさせていただきます。**